

(2) 免許法施行規則に定める科目と本学開講科目との対照表

本学教職課程と教育職員免許法施行規則に定める科目区分との対照表です。学校種・教科によって異なりますので確認してください。

■幼稚園教諭免許（2023年度入学生対象）

※1 免許状取得における必修科目は「●」、選択必修科目は「◎」、選択科目は「○」で表示

※2 免許法施行規則に定める科目区分の単位数欄の（ ）内の数字は、幼稚園教諭二種免許状の最低修得単位数を意味する。

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目			一種免許状	二種免許状	履修形態	教育実習要件	備考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	配当年次						
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (6)	教育の思想と原理	2	1	●	●	T	A	2単位以上 選択必修	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門	2	1	●	●	T	A		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育と社会	2	2	◎	◎	T			
			教育経営学	2	2	◎	◎	T			
			教育行政学	2	3	◎	◎	T			
			教育法制論	2	3	◎	◎	T			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2	●	●	T	A		
			発達心理学	2	1	○	○	T	A		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	2	2	●	●	T	A		
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	3	●	●	T	A				
に 関 する 科 目	道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2	3	●	●	T・S	A		
			幼児理解の理論及び方法								
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	子ども子育て教育相談	2	3	●	●	T		A
関 する 科 目	教育実践に 関する科目	5	教育実習事前・事後指導(幼稚園・小学校)	1	4	●	●	S			
			教育実習Ⅰ(幼稚園・小学校)	2	4	●	●	S			
			教育実習Ⅱ(幼稚園・小学校)	2	4	●	●	S			
	教職実践演習	2	教職実践演習(幼稚園・小学校)	2	4	●	●	S			
領 域 及 び 保 育 内 容 の 指 導 法 に 関 する 科 目	領域に 関する 専門的 事項	健康	16 (12)	幼児と健康	2	1	◎	◎	S	B	一種免6単位 以上 二種免2単位 以上 選択必修
		人間関係		幼児と人間関係	2	1	◎	◎	T	B	
		環境		幼児と環境	2	1	◎	◎	S	B	
		言葉		幼児と言葉	2	1	◎	◎	T	B	
		表現		幼児と表現	2	1	◎	◎	S	B	
	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容「健康」指導法		2	2	●	●	T・S	C		
		保育内容「人間関係」指導法		2	2	●	●	T・S	C		
		保育内容「環境」指導法		2	2	●	●	T・S	C		
		保育内容「言葉」指導法		2	2	●	●	T・S	C		
		保育内容「造形表現」指導法		2	2	●	●	S	C		
		保育内容「音楽表現」指導法		2	2	●	●	S	C		
		保育内容「身体表現」指導法		2	2	●	●	S	C		
		大学が独自に設定する科目		14 (2)	人権と教育	2	2	○	○		T
次世代教育学総論	2		3		○	○	T				
次世代教育実践学総論	2		4		○	○	T				
学級経営総論	2		2		○	○	T				
学級経営実践問題	2		2		○	○	T				
学力と評価	2		2		○	○	T				
免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した「大学が独自に設定する科目」以外の科目											

※教育実習要件については64～66ページで詳細をご確認ください。

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目			一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	履 修 形 態
科目		単位数	授業科目	単位数	配当年次			
教育職員免許法 施行規則66条の6に 定める必修科目	日本国憲法	2	日本国憲法	2	1	●	●	T
	体育	2	体育理論	1	1	●	●	T
			体育実技	1	1	●	●	S
	外国語コミュニケーション	2	英会話	2	1	●	●	S
	数理・データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	情報リテラシー I (基礎)	2	1	●	●	S

■ 幼稚園教諭免許取得上の注意点

- 【1】 本学での科目の開設状況により、免許法施行規則に定める最低修得単位数より多く修得する科目区分がありますが、「大学が独自に設定する科目」以外の科目区分で余分に修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に算入することができます。よって、「大学が独自に設定する科目」については、一種免許状を取得するときには残り8単位分修得することとなり、二種免許状を取得するときには修得不要となります。
- 【2】 免許法施行規則第2条第1項の表備考第11号により、他の学校種の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの科目の単位を充当できます。
- ・「教育の基礎的理解に関する科目」→8単位まで（二種免許状を受ける場合は6単位まで）
 - ・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」→2単位まで
 - ・「教育実習」→3単位まで
 - ・「教職実践演習」→2単位まで
- 【3】 免許法施行規則第2条第1項の表備考第9号により、「教育実習」の単位は、幼稚園、小学校又は幼保連携型認定こども園において教員としての経験年数があれば、1年につき1単位の割合で、「保育内容の指導法」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位をもって代替することができます。
- 【4】 免許法施行規則第2条第1項の表備考第12号、第13号により、小学校教諭免許状の授与を受ける資格がある場合は、次の単位を充当できます。
- ・「教育課程の意義及び編成の方法」ならびに「教育の方法及び技術」
→あわせて2単位まで（二種免許状を受ける場合はあわせて1単位まで）
 - ・「各教科の指導法」又は「特別活動の指導法」
→「保育内容の指導法」に半数まで
- 【5】 認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状の取得の特例措置を適用して幼稚園教諭免許状を取得する場合、以下の5科目8単位を修得する必要があります。なお、制度の適用については、p.40において確認してください。

■ 幼稚園教諭免許特例措置のための開講科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する本学で定められた科目		
科目		単位数	授業科目	履修形態	単位数
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む)	2	教育方法・技術特論 (初等)	T	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む)				
	幼児理解の理論及び方法	1	幼児理解特論	T	1
教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む)	2	教職入門[特例用]	T	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む)	2	教育法制論	T	2
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラムマネジメントを含む)	1	教育課程特論	T	1
法定上の科目単位数合計		8	本学の開講科目単位数合計		8

■ 小学校教諭免許（2023年度入学生対象）

※1 免許状取得における必修科目は「●」、選択必修科目は「◎」、選択科目は「○」で表示

※2 免許法施行規則に定める科目区分の単位数欄の（ ）内の数字は、小学校教諭二種免許状の最低修得単位数を意味する。

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目				一種免許状	二種免許状	履修形態	教育実習要件	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	配当年次						
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (6)	教育の思想と原理	2	1	●	●	T	A	2単位以上 選択必修	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門	2	1	●	●	T	A		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育と社会	2	2	◎	◎	T			
			教育経営学	2	2	◎	◎	T			
			教育行政学	2	3	◎	◎	T			
			教育法制論	2	3	◎	◎	T			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2	●	●	T	A		
			発達心理学	2	1	○	○	T			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	2	2	●	●	T	A		
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	3	●	●	T					
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10 (6)	道徳教育の理論及び指導法	2	3	●	●	T	A		
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	2	2	●	●	T	A		
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2	2	●	●	T	A		
	教育の方法及び技術		教育の方法及び技術(情報通信技術の活用含む)	2	3	●	●	T・S	A		
	情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法										
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導論	2	2	●	●	T	A		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法										
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		教育相談(初等)	2	3	●	●	T・S	A		
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習事前・事後指導(幼稚園・小学校)	1	4	●	●	S			
			教育実習Ⅰ(幼稚園・小学校)	2	4	●	●	S			
			教育実習Ⅱ(幼稚園・小学校)	2	4	●	●	S			
	教職実践演習	2	教職実践演習(幼稚園・小学校)	2	4	●	●	S			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	30 (16)	国語(書写を含む。)	2	2	◎	◎	T	B	一種免は 10単位以上 二種免は 4単位以上 選択必修	
			社会	2	2	◎	◎	T	B		
			算数	2	1	◎	◎	T	B		
			理科	2	2	◎	◎	S	B		
			生活	2	2	◎	◎	T	B		
			音楽	2	1	◎	◎	S	B		
			図画工作	2	1	◎	◎	S	B		
			家庭	2	1	◎	◎	T	B		
			体育	2	2	◎	◎	S	B		
			外国語	2	2	◎	◎	T	B		
			英語の理解	2	2	◎	◎	T	B		
			国語科教育法	2	3	●	◎	T	C	二種免は 12単位以上 選択必修 ただし、音楽、 図画工作、 体育のうち 2科目以上 含むこと	
	社会科教育法		2	2	●	◎	T				
	算数科教育法		2	2	●	◎	T	C			
	理科教育法		2	3	●	◎	S	C			
	生活科教育法		2	3	●	◎	T				
	音楽科教育法		2	2	●	◎	S	C			
	図画工作科教育法		2	2	●	◎	S	C			
	家庭科教育法		2	3	●	◎	S	C			
	体育科教育法		2	3	●	◎	S	C			
大学が独自に設定する科目		2	小学校英語科教育法	2	3	●	◎	S	C	※「介護等体験実習」は、「介護等体験」を終えている場合は、『選択』	
			人権と教育	2	2	○	○	T			
			次世代教育学総論	2	3	○	○	T			
			次世代教育実践学総論	2	4	○	○	T			
			学級経営総論	2	2	○	○	T			
			学級経営実践問題	2	2	○	○	T			
			小学校外国語活動の指導法	2	3	○	○	S			
			学力と評価	2	2	○	○	T			
			介護等体験実習	1	3・4	◎	◎	S			
			免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した「大学が独自に設定する科目」以外の科目								

※教育実習要件については64～66ページで詳細をご確認ください。

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目			一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	履 修 形 態
科目	単位数		授業科目	単位数	配当年次			
教育職員免許法 施行規則66条の6に 定める必修科目	日本国憲法	2	日本国憲法	2	1	●	●	T
	体育	2	体育理論	1	1	●	●	T
			体育実技	1	1	●	●	S
	外国語コミュニケーション	2	英会話	2	1	●	●	S
	数理・データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	数理・データ活用及び 人工知能に関する科目 情報機器の操作	—	—	●	●	S
			情報リテラシー I (基礎)	2	1			

■ 小学校教諭免許取得上の注意点

- 【1】 本学での科目の開設状況により、免許法施行規則に定める最低修得単位数より多く修得する科目区分がありますが、「大学が独自に設定する科目」以外の科目区分で余分に修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に算入することができます。よって、「大学が独自に設定する科目」については、修得不要となります。
- 【2】 免許法施行規則第2条第1項の表備考第11号により、他の学校種の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの科目の単位を充当できます。
- ・「教育の基礎的理解に関する科目」→8単位まで（二種免許状を受ける場合は6単位まで）
 - ・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」→2単位まで
 - ・「教育実習」→3単位まで
 - ・「教職実践演習」→2単位まで
- 【3】 免許法施行規則第2条第1項の表備考第9号により、「教育実習」の単位は、幼稚園、小学校又は幼保連携型認定こども園において教員としての経験年数があれば、1年につき1単位の割合で、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位をもって代替することができます。
- 【4】 免許法施行規則第2条第1項の表備考第12号及び第3条第1項の表備考第6号により、幼稚園教諭免許状の授与を受ける資格がある場合は、次の単位を充当できます。
- ・「教育課程の意義及び編成の方法」ならびに「教育の方法及び技術」
→あわせて2単位まで（二種免許状を受ける場合はあわせて1単位まで）
 - ・「保育内容の指導法」を
「生活の教科の指導法」に→2単位まで 「特別活動の指導法」に→1単位まで

■中学校（一種・二種） 英語教諭免許（2023年度入学生対象）

- ※1 免許状取得における必修科目は「●」、選択必修科目は「◎」、選択科目は「○」で表示
 ※2 中学校教諭一種免許状を「中免」、高等学校教諭一種免許状を「高免」で表示
 ※3 免許法施行規則に定める科目区分の単位数欄の（ ）内の数字は、中学校教諭二種免許状の最低修得単位数を意味する。
 （高等学校教諭二種免許は存在しません）

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目				一種免許状	二種免許状	履修形態	教育実習要件	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	配当年次						
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (6)	教育の思想と原理	2	1	●	●	T	A	2単位以上 選択必修	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門	2	1	●	●	T	A		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育と社会	2	2	◎	◎	T			
			教育経営学	2	2	◎	◎	T			
			教育行政学	2	3	◎	◎	T			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育法制論	2	3	◎	◎	T			
			教育心理学	2	2	●	●	T	A		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		発達心理学	2	1	○	○	T			
			特別支援教育論	2	2	●	●	T	A		
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	3	●	●	T					
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 (6) 高8	道徳教育の理論及び指導法	2	3	●	●	T	A	高免は選択	
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	2	2	●	●	T	A		
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2	2	●	●	T	A		
	教育の方法及び技術		教育の方法及び技術 (情報通信技術の活用含む)	2	3	●	●	T・S	A		
	情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法										
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導論	2	2	●	●	T	A		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談(中等)	2	3	●	●	T・S	A		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法										
教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習事前・事後指導(英語)	1	4	●	●	S		高免は選択	
	教育実習Ⅰ(中学校・高等学校)		2	4	●	●	S				
	教育実習Ⅱ(中学校)		2	4	●	●	S				
	教職実践演習	2	教職実践演習(中学校・高等学校)	2	4	●	●	S			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	20 (10)	英語文法	2	2	●	●	T	B	一種免は20単位以上 修得 二種免は10単位以上 修得	
			上級英語文法	2	3	◎	◎	T	B		
			上級英語	2	3	◎	◎	T	B		
			映画とテレビの英語	2	2	◎	◎	S	B		
			英語文学	2	1	●	●	T	B		
			英語文学史	2	1	◎	◎	T	B		
			上級オーラルコミュニケーションⅠ(発展)	2	3	●	●	S	B		
			上級オーラルコミュニケーションⅡ(実践)	2	4	◎	◎	S	B		
			英語のリズムとイントネーション	2	2	◎	◎	S	B		
			時事英語	2	1	◎	◎	S	B		
			異文化コミュニケーション論	2	1	●	●	S	B		
			比較文化論	2	2	◎	◎	T	B		
			国際関係論	2	2	◎	◎	T	B		
			時事問題	2	1	◎	◎	T	B		
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	中8 (2) 高4	英語科教育法Ⅰ(基礎)	2	2	●	●	T	C	高免は選択 高免は選択	
			英語科教育法Ⅱ(応用)	2	2	●	●	S	C		
			英語科教育法Ⅲ(発展)	2	3	●	◎	T			
			英語科教育法Ⅳ(実践)	2	3	●	◎	T			
	大学が独自に設定する科目	中4 高12	人権と教育	2	2	○	○	T		※「介護等体験実習」は、「介護等体験」を終えている場合、並びに高免は「選択」	
英語思考法			2	3	○	○	S				
学力と評価			2	2	○	○	T				
学級経営総論			2	2	○	○	T				
学級経営実践問題			2	2	○	○	T				
介護等体験実習			1	3・4	◎	◎	S				
免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した「大学が独自に設定する科目」以外の科目											

※教育実習要件については64～66ページで詳細をご確認ください。

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目			一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	履 修 形 態
科目		単位数	授業科目	単位数	配当年次			
教育職員免許法 施行規則66条の6に 定める必修科目	日本国憲法	2	日本国憲法	2	1	●	●	T
	体育	2	体育理論	1	1	●	●	T
			体育実技	1	1	●	●	S
	外国語コミュニケーション	2	英会話	2	1	●	●	S
	数理・データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	—	—	—	●	●	S
			情報リテラシー I (基礎)	2	1			

■ 中学校・高等学校英語教諭免許取得上の注意点

- 【1】 中学校と高等学校の両方の免許を同時に取得する場合は、中学校教諭一種免許状を取得するように単位を修得すれば、高等学校教諭一種免許状の取得条件を満たします。
- 【2】 本学での科目の開設状況により、中学校教諭免許状を取得するときには、免許法施行規則に定める最低修得単位数より多く修得する科目区分がありますが、「大学が独自に設定する科目」以外の科目区分で余分に修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に算入することができます。よって、「大学が独自に設定する科目」については、修得不要となります。
- 【3】 免許法施行規則第2条第1項の表備考第11号により、他の学校種の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの科目の単位を充当できます。
- ・「教育の基礎的理解に関する科目」→8単位まで
(二種免許状を受ける場合は6単位まで)
 - ・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」→2単位まで
 - ・「教育実習」→3単位まで（高等学校教諭一種免許状については、2単位まで）
 - ・「教職実践演習」→2単位まで
- 【4】 免許法施行規則第4条第1項の表備考第8号により、「教育実習」の単位は、中学校又は高等学校において教員としての経験年数があれば、1年につき1単位の割合で、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位をもって代替することができます。
- 【5】 免許法施行規則第15条第1項により、既所有の教員免許状を基礎資格として、新たに同校種他教科の教員免許状を取得する場合の大学において修得することを必要とする指定単位数は以下のようになります。

所有資格 受けようとする 他の教科についての 免許状の種類		有することを必要とする 第一欄に掲げる教員 の一以上の教科につい ての 免 許 状 の 種 類	大学において修得することを 必要とする指定単位数		
			教科に関する 専門的事項に 関する科目(※1)	各教科の指導法に 関する科目(※2)	合 計
中 学 校 教 諭	一種免許状	専修免許状 一種免許状	20	8	28
	二種免許状	専修免許状 一種免許状 二種免許状	10	3	13
高 等 学 校 教 諭	一種免許状	専修免許状 一種免許状	20	4	24

※1 「教科に関する専門的事項に関する科目」には、一般的包括的内容が含まれていなければならない。

※2 「各教科の指導法に関する科目」は、受けようとする免許教科の「各教科の指導法」である。

■高等学校（一種） 英語教諭免許（2023年度入学生対象）

- ※1 免許状取得における必修科目は「●」、選択必修科目は「◎」、選択科目は「○」で表示
 ※2 中学校教諭一種免許状を「中免」、高等学校教諭一種免許状を「高免」で表示
 ※3 免許法施行規則に定める科目区分の単位数欄の（ ）内の数字は、中学校教諭二種免許状の最低修得単位数を意味する。
 （高等学校教諭二種免許は存在しません）

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目				一種免許状	二種免許状	履修形態	教育実習要件	備考		
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	配当年次								
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (6)	教育の思想と原理	2	1	●	●	T	A	2単位以上 選択必修			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門	2	1	●	●	T	A				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育と社会	2	2	◎	◎	T					
			教育経営学	2	2	◎	◎	T					
			教育行政学	2	3	◎	◎	T					
			教育法制論	2	3	◎	◎	T					
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2	●	●	T	A				
			発達心理学	2	1	○	○	T					
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	2	2	●	●	T	A				
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	3	●	●	T							
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 (6) 高8	道徳教育の理論及び指導法	2	3	●	●	T	A	高免は選択			
	総合的な探究の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	2	2	●	●	T	A				
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2	2	●	●	T	A				
	教育の方法及び技術		教育の方法及び技術 (情報通信技術の活用含む)	2	3	●	●	T・S	A				
	情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法												
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導論	2	2	●	●	T	A				
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談(中等)	2	3	●	●	T・S	A				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法												
教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習事前・事後指導(英語)	1	4	●	●	S		高免は選択			
	教職実践演習	2	教育実習Ⅰ(中学校・高等学校)	2	4	●	●	S					
			教育実習Ⅱ(中学校)	2	4	●	●	S					
			教職実践演習(中学校・高等学校)	2	4	●	●	S					
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	20 (10)	英語文法	2	2	●	●	T	B	一種免は20単位以上 修得 二種免は10単位以上 修得			
			上級英語文法	2	3	◎	◎	T	B				
			上級英語	2	3	◎	◎	T	B				
			映画とテレビの英語	2	2	◎	◎	S	B				
			英語文学	2	1	●	●	T	B				
			英語文学史	2	1	◎	◎	T	B				
			上級オーラルコミュニケーションⅠ(発展)	2	3	●	●	S	B				
			上級オーラルコミュニケーションⅡ(実践)	2	4	◎	◎	S	B				
			英語のリズムとイントネーション	2	2	◎	◎	S	B				
			時事英語	2	1	◎	◎	S	B				
			異文化コミュニケーション論	2	1	●	●	S	B				
			比較文化論	2	2	◎	◎	T	B				
	異文化理解	中8 (2) 高4	国際関係論	2	2	◎	◎	T	B	下線部のある授業科目 には、一般的包括的 内容を含む			
			時事問題	2	1	◎	◎	T	B				
			英語科教育法Ⅰ(基礎)	2	2	●	●	T	C				
			英語科教育法Ⅱ(応用)	2	2	●	●	S	C				
			英語科教育法Ⅲ(発展)	2	3	●	◎	T					
			英語科教育法Ⅳ(実践)	2	3	●	◎	T					
			大学が独自に設定する科目	中4 高12	人権と教育	2	2	○	○		T		※「介護等体験実習」は、「介護等体験」を終えている場合、並びに高免は『選択』
					英語思考法	2	3	○	○		S		
学力と評価	2	2			○	○	T						
学級経営総論	2	2			○	○	T						
学級経営実践問題	2	2			○	○	T						
介護等体験実習	1	3・4			◎	◎	S						
免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した「大学が独自に設定する科目」以外の科目													

※教育実習要件については64～66ページで詳細をご確認ください。

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目			一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	履 修 形 態
科目		単位数	授業科目	単位数	配当年次			
教育職員免許法 施行規則66条の6に 定める必修科目	日本国憲法	2	日本国憲法	2	1	●	●	T
	体育	2	体育理論	1	1	●	●	T
			体育実技	1	1	●	●	S
	外国語コミュニケーション	2	英会話	2	1	●	●	S
	数理・データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	—	—	—	●	●	S
			情報リテラシー I (基礎)	2	1			

■ 中学校・高等学校英語教諭免許取得上の注意点

- 【1】 中学校と高等学校の両方の免許を同時に取得する場合は、中学校教諭一種免許状を取得するように単位を修得すれば、高等学校教諭一種免許状の取得条件を満たします。
- 【2】 本学での科目の開設状況により、中学校教諭免許状を取得するときには、免許法施行規則に定める最低修得単位数より多く修得する科目区分がありますが、「大学が独自に設定する科目」以外の科目区分で余分に修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に算入することができます。よって、「大学が独自に設定する科目」については、修得不要となります。
- 【3】 免許法施行規則第2条第1項の表備考第11号により、他の学校種の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの科目の単位を充当できます。
- ・「教育の基礎的理解に関する科目」→8単位まで
(二種免許状を受ける場合は6単位まで)
 - ・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」→2単位まで
 - ・「教育実習」→3単位まで（高等学校教諭一種免許状については、2単位まで）
 - ・「教職実践演習」→2単位まで
- 【4】 免許法施行規則第4条第1項の表備考第8号により、「教育実習」の単位は、中学校又は高等学校において教員としての経験年数があれば、1年につき1単位の割合で、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位をもって代替することができます。
- 【5】 免許法施行規則第15条第1項により、既所有の教員免許状を基礎資格として、新たに同校種他教科の教員免許状を取得する場合の大学において修得することを必要とする指定単位数は以下のようになります。

所有資格 受けようとする 他の教科についての 免許状の種類		有することを必要とする 第一欄に掲げる教員 の一以上の教科につい ての 免 許 状 の 種 類	大学において修得することを 必要とする指定単位数		
			教科に関する 専門的事項に 関する科目(※1)	各教科の指導法に 関する科目(※2)	合 計
中 学 校 教 諭	一種免許状	専修免許状 一種免許状	20	8	28
	二種免許状	専修免許状 一種免許状 二種免許状	10	3	13
高 等 学 校 教 諭	一種免許状	専修免許状 一種免許状	20	4	24

※1 「教科に関する専門的事項に関する科目」には、一般的包括的内容が含まれていなければならない。

※2 「各教科の指導法に関する科目」は、受けようとする免許教科の「各教科の指導法」である。

■中学校（一種・二種） 数学教諭免許（2023年度入学生対象）

※1 免許状取得における必修科目は「●」、選択必修科目は「◎」、選択科目は「○」で表示

※2 中学校教諭一種免許状を「中免」、高等学校教諭一種免許状を「高免」で表示

※3 免許法施行規則に定める科目区分の単位数欄の（ ）内の数字は、中学校教諭二種免許状の最低修得単位数を意味する。（高等学校教諭二種免許は存在しません）

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目						備考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	配当年次	一種免許状	二種免許状	履修形態		教育実習要件
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (6)	教育の思想と原理	2	1	●	●	T	A	2単位以上 選択必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門	2	1	●	●	T	A	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育と社会	2	2	◎	◎	T		
			教育経営学	2	2	◎	◎	T		
			教育行政学	2	3	◎	◎	T		
	教育法制論		2	3	◎	◎	T			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2	●	●	T	A	
			発達心理学	2	1	○	○	T		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	2	2	●	●	T	A	
			教育課程論	2	3	●	●	T		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 (6) 高8	道徳教育の理論及び指導法	2	3	●	●	T	A	高免は選択
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	2	2	●	●	T	A	
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2	2	●	●	T	A	
	教育の方法及び技術		教育の方法及び技術 (情報通信技術の活用含む)	2	3	●	●	T・S	A	
	情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法			2	2	●	●	T	A	
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導論	2	2	●	●	T	A	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談(中等)	2	3	●	●	T・S	A	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)			2	3	●	●	T・S	A	
教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習事前・事後指導(数学)	1	4	●	●	S	高免は選択	
	教職実践演習	2	教育実習Ⅰ(中学校・高等学校)	2	4	●	●	S		
		2	教育実習Ⅱ(中学校)	2	4	●	●	S		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	20 (10)	代数学Ⅰ	2	1	●	●	T	B	「確率論」が「統計学」の単位を含む 一種免は20単位以上修得 二種免は10単位以上修得 下線部のある授業科目には、一般的包括的内容を含む
			代数学Ⅱ	2	2	◎	◎	T	B	
			代数学Ⅲ	2	3	◎	◎	T	B	
			幾何学Ⅰ	2	1	●	●	T	B	
			幾何学Ⅱ	2	2	◎	◎	T	B	
			幾何学Ⅲ	2	3	◎	◎	T	B	
			解析学Ⅰ	2	1	●	●	T	B	
			解析学Ⅱ	2	2	◎	◎	T	B	
			解析学Ⅲ	2	3	◎	◎	T	B	
			確率論	2	2	◎	◎	T	B	
			統計学	2	3	◎	◎	T	B	
			コンピュータ演習Ⅰ	2	2	●	●	S	B	
			コンピュータ演習Ⅱ	2	3	◎	◎	S	B	
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	中8 (2) 高4	数学科教育法A	2	2	●	●	T	C	高免は選択
			数学科教育法B	2	2	●	◎	T		
			数学科教育法C	2	3	●	●	S	C	
			数学科教育法D	2	3	●	◎	T		
大学が独自に設定する科目	中4 高12	人権と教育	2	2	○	○	T		※「介護等体験実習」は、「介護等体験」を終えている場合、並びに高免は「選択」	
		学力と評価	2	2	○	○	T			
		学級経営総論	2	2	○	○	T			
		学級経営実践問題	2	2	○	○	T			
		介護等体験実習	1	3・4	◎	◎	S			
		免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した「大学が独自に設定する科目」以外の科目								

※教育実習要件については64～66ページで詳細をご確認ください。

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目			一種免許状	二種免許状	履修形態
科目		単位数	授業科目	単位数	配当年次			
教育職員免許法施行規則66条の6に定める必修科目	日本国憲法	2	日本国憲法	2	1	●	●	T
	体育	2	体育理論	1	1	●	●	T
	外国語コミュニケーション	2	体育実技	1	1	●	●	S
	数理・データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	英会話	2	1	●	●	S
			—	—	—	●	●	S
			情報リテラシー I (基礎)	2	1			

■ 中学校・高等学校数学教諭免許取得上の注意点

- 【1】 中学校と高等学校の両方の免許を同時に取得する場合は、中学校教諭一種免許状を取得するように単位を修得すれば、高等学校教諭一種免許状の取得条件を満たします。
- 【2】 本学での科目の開設状況により、中学校教諭免許状を取得するときには、免許法施行規則に定める最低修得単位数より多く修得する科目区分がありますが、「大学が独自に設定する科目」以外の科目区分で余分に修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に算入することができます。よって、「大学が独自に設定する科目」については、修得不要となります。
- 【3】 免許法施行規則第2条第1項の表備考第11号により、他の学校種の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの科目の単位を充当できます。
- ・「教育の基礎的理解に関する科目」→8単位まで
(二種免許状を受ける場合は6単位まで)
 - ・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」→2単位まで
 - ・「教育実習」→3単位まで(高等学校教諭一種免許状については、2単位まで)
 - ・「教職実践演習」→2単位まで
- 【4】 免許法施行規則第4条第1項の表備考第8号により、「教育実習」の単位は、中学校又は高等学校において教員としての経験年数があれば、1年につき1単位の割合で、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位をもって代替することができます。
- 【5】 免許法施行規則第15条第1項により、既所有の教員免許状を基礎資格として、新たに同校種他教科の教員免許状を取得する場合の大学において修得することを必要とする指定単位数は以下のようになります。

所有資格 受けようとする他の教科についての免許状の種類		有することを必要とする第一欄に掲げる教員の以上の教科についての免許状の種類	大学において修得することを必要とする指定単位数		
			教科に関する専門的事項に関する科目(※1)	各教科の指導法に関する科目(※2)	合計
中学校教諭	一種免許状	専修免許状 一種免許状	20	8	28
	二種免許状	専修免許状 一種免許状 二種免許状	10	3	13
高等学校教諭	一種免許状	専修免許状 一種免許状	20	4	24

※1 「教科に関する専門的事項に関する科目」には、一般的包括的内容が含まれていなければならない。

※2 「各教科の指導法に関する科目」は、受けようとする免許教科の「各教科の指導法」である。

■高等学校（一種） 数学教諭免許（2023年度入学生対象）

※1 免許状取得における必修科目は「●」、選択必修科目は「◎」、選択科目は「○」で表示

※2 中学校教諭一種免許状を「中免」、高等学校教諭一種免許状を「高免」で表示

※3 免許法施行規則に定める科目区分の単位数欄の（ ）内の数字は、中学校教諭二種免許状の最低修得単位数を意味する。（高等学校教諭二種免許は存在しません）

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目						備考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	配当年次	一種免許状	二種免許状	履修形態		教育実習要件
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (6)	教育の思想と原理	2	1	●	●	T	A	2単位以上 選択必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門	2	1	●	●	T	A	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育と社会	2	2	◎	◎	T		
			教育経営学	2	2	◎	◎	T		
			教育行政学	2	3	◎	◎	T		
	教育法制論		2	3	◎	◎	T			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2	●	●	T	A	
			発達心理学	2	1	○	○	T		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	2	2	●	●	T	A	
			教育課程論	2	3	●	●	T		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 (6) 高8	道徳教育の理論及び指導法	2	3	●	●	T	A	高免は選択
	総合的な探究の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	2	2	●	●	T	A	
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2	2	●	●	T	A	
	教育の方法及び技術		教育の方法及び技術 (情報通信技術の活用含む)	2	3	●	●	T・S	A	
	情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法			2	2	●	●	T	A	
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導論	2	2	●	●	T	A	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談(中等)	2	3	●	●	T・S	A	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)			2	3	●	●	T・S	A	
教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習事前・事後指導(数学)	1	4	●	●	S	高免は選択	
	教職実践演習	2	教育実習Ⅰ(中学校・高等学校)	2	4	●	●	S		
		2	教育実習Ⅱ(中学校)	2	4	●	●	S		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	20 (10)	代数学Ⅰ	2	1	●	●	T	B	「確率論」が「統計学」の単位を含む 一種免は20単位以上修得 二種免は10単位以上修得 下線部のある授業科目には、一般的包括的内容を含む
			代数学Ⅱ	2	2	◎	◎	T	B	
			代数学Ⅲ	2	3	◎	◎	T	B	
			幾何学Ⅰ	2	1	●	●	T	B	
			幾何学Ⅱ	2	2	◎	◎	T	B	
			幾何学Ⅲ	2	3	◎	◎	T	B	
			解析学Ⅰ	2	1	●	●	T	B	
			解析学Ⅱ	2	2	◎	◎	T	B	
			解析学Ⅲ	2	3	◎	◎	T	B	
			確率論	2	2	◎	◎	T	B	
			統計学	2	3	◎	◎	T	B	
			コンピュータ演習Ⅰ	2	2	●	●	S	B	
			コンピュータ演習Ⅱ	2	3	◎	◎	S	B	
			各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	中8 (2) 高4	数学科教育法A	2	2	●	●	
	数学科教育法B	2			2	●	◎	T		
	数学科教育法C	2			3	●	●	S	C	
	数学科教育法D	2			3	●	◎	T		
大学が独自に設定する科目	中4 高12	人権と教育	2	2	○	○	T		※「介護等体験実習」は、「介護等体験」を終えている場合、並びに高免は「選択」	
		学力と評価	2	2	○	○	T			
		学級経営総論	2	2	○	○	T			
		学級経営実践問題	2	2	○	○	T			
		介護等体験実習	1	3・4	◎	◎	S			
免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した「大学が独自に設定する科目」以外の科目										

※教育実習要件については64～66ページで詳細をご確認ください。

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学で定められた授業科目			一種免許状	二種免許状	履修形態
科目		単位数	授業科目	単位数	配当年次			
教育職員免許法施行規則66条の6に定める必修科目	日本国憲法	2	日本国憲法	2	1	●	●	T
	体育	2	体育理論	1	1	●	●	T
	外国語コミュニケーション	2	体育実技	1	1	●	●	S
	数理・データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	英会話	2	1	●	●	S
	数理・データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報リテラシー I (基礎)	2	1	●	●	S

■ 中学校・高等学校数学教諭免許取得上の注意点

- 【1】 中学校と高等学校の両方の免許を同時に取得する場合は、中学校教諭一種免許状を取得するように単位を修得すれば、高等学校教諭一種免許状の取得条件を満たします。
- 【2】 本学での科目の開設状況により、中学校教諭免許状を取得するときには、免許法施行規則に定める最低修得単位数より多く修得する科目区分がありますが、「大学が独自に設定する科目」以外の科目区分で余分に修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に算入することができます。よって、「大学が独自に設定する科目」については、修得不要となります。
- 【3】 免許法施行規則第2条第1項の表備考第11号により、他の学校種の普通免許状の授与を受ける資格がある場合、次のそれぞれの科目の単位を充当できます。
- ・「教育の基礎的理解に関する科目」→8単位まで
(二種免許状を受ける場合は6単位まで)
 - ・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」→2単位まで
 - ・「教育実習」→3単位まで(高等学校教諭一種免許状については、2単位まで)
 - ・「教職実践演習」→2単位まで
- 【4】 免許法施行規則第4条第1項の表備考第8号により、「教育実習」の単位は、中学校又は高等学校において教員としての経験年数があれば、1年につき1単位の割合で、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位をもって代替することができます。
- 【5】 免許法施行規則第15条第1項により、既所有の教員免許状を基礎資格として、新たに同校種他教科の教員免許状を取得する場合の大学において修得することを必要とする指定単位数は以下のようになります。

所有資格 受けようとする他の教科についての免許状の種類		有することを必要とする第一欄に掲げる教員の以上の教科についての免許状の種類	大学において修得することを必要とする指定単位数		
			教科に関する専門的事項に関する科目(※1)	各教科の指導法に関する科目(※2)	合計
中学校教諭	一種免許状	専修免許状 一種免許状	20	8	28
	二種免許状	専修免許状 一種免許状 二種免許状	10	3	13
高等学校教諭	一種免許状	専修免許状 一種免許状	20	4	24

※1 「教科に関する専門的事項に関する科目」には、一般的包括的内容が含まれていなければならない。

※2 「各教科の指導法に関する科目」は、受けようとする免許教科の「各教科の指導法」である。